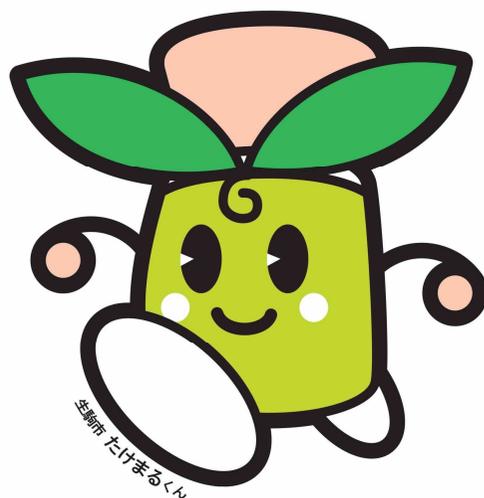


令和2年度 生駒市議会 市民懇談会



市民懇談会について

○生駒市議会基本条例第6条

「議会は、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする。」

○生駒市議会市民懇談会開催要綱第2条

「市民懇談会については、年1回以上（中略）行うものとする。」

○平成24年度より毎年度開催

○今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からネット配信での開催



市議会のうごき

第1回 2月臨時会

第2回 3月定例会

第3回 4月臨時会

第4回 5月臨時会

第5回 6月定例会

第6回 7月臨時会

第7回 9月定例会

第8回 10月臨時会

第9回 11月臨時会

第10回 12月定例会



計4回の定例会に加えて、
計6回の臨時会を開催



本日の流れ

○新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策について

「市民に対する支援とお願い」・・・中嶋議員

「事業者に対する支援」・・・改正議員

「教育・医療に対する支援」・・・山下議員

○意見募集と市議会の発信ツールについて・・・沢田議員

○閉会の挨拶・・・伊木副議長

市民に対する支援

- 生活支援関係窓口の充実
- 公共施設の感染拡大防止
- 自治体・市民団体・ボランティアに感染対策に関する物品を配布
- 妊婦への特別支援
- 生涯学習施設の利用料を2分の1減免

生活支援関係窓口の充実

貸付		
対象者	支援制度	概要
休業や失業で収入が減って、家計が維持できない	緊急小口資金 (特別貸付)	無利子・無保証 貸付上限 10万円 (学校の休業、個人事業主などは20万円) 据置期間:1年以内 償還期間:2年以内
休業や失業で収入が減って、家計が維持できない	総合支援金 (特別貸付)	無利子・無保証 2人以上世帯は 月20万円、単身は月15万円(原則3か月まで) 据置期間:1年以内 償還期間:10年以内

公共施設の感染拡大防止策

避難所の感染症対策として
衛生用品や防災用備品を購入



大型冷風機やLPガス発電機など防災用備品や 消耗品を購入



ガスボンベはイメージです



生駒市体育協会総合S.C.体育館と
生駒市体育協会滝寺S.C.体育館に
壁吊り型スポットクーラーを設置



スポットクーラーはイメージです。



生駒市体育協会滝寺S.C.



生駒市体育協会総合S.C.

自治会・市民団体・ボランティアに 感染症対策に関する物品を配布

自治会活動・市民活動・ボランティア活動が安心して行えるよう
に、非接触型体温計や消毒液、不織布マスクを配布
希望する自治会にはフェイスシールドも配布

妊婦への特別給付金

1人5万円を給付

令和2年4月28日以降に生まれた新生児は国の特別定額給付金の対象外のため、妊婦さんに1人5万円の給付金を支給

対象

次の①～③の全ての条件を満たす人

- ①令和2年4月27日現在、生駒市の住民基本台帳に登録されている人
- ②基準日から申請日まで引き続き、生駒市の住民基本台帳に登録されている人
- ③4月28日時点で妊娠中の人（4月28日以降に出産した人を含む）

妊産婦オンライン相談窓口を新設

保健師や
マタニティコンシェルジュが、Web
会議アプリを活用して、妊娠出産や
育児、栄養といった相談に幅広く応
じます。



生涯学習施設の使用料を2分の1減免

市内団体に限り、生涯学習施設の使用料の2分の1を減免して市民の文化・芸術活動を支援

減免期間

令和2年9月～令和3年3月31日



たけまるホール

iKOMMA
Lifelong Learning Facilities
生駒市生涯学習施設

市からのご寄付のお願い

ふるさと納税の使いみち

コロナに立ち向かおうコース

新型コロナウイルス感染拡大防止対策やそれによって影響を受けている家庭・事業者等に対する教育分野、子育て支援分野、商工観光分野、医療分野などさまざまな施策に活用



事業者に対する支援

- 生駒市事業継続支援金
- 事業継続サポートデスク
- さきめしいこま+プレミアムキャンペーン
- 消費喚起促進事業

生駒市事業継続支援金

市内で事業を営んでいる中小企業・個人事業主の皆さんで、セーフティネット4号5号及び危機関連保証の申請し、認定を受けたのち、金融機関から借入を受けた方に支援金10万円を支給

申請期間：令和2年4月28日～6月30日

➡奈良県環境変化・災害対策支援資金を使用した借入(株)日本政策金融公庫からの借入にも対象を拡大

➡個人事業主は他市町村在住の方も対象となり、要件が緩和

市内事業者の皆さんに
10万円を支給します

新型コロナウイルス緊急支援

生駒市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用できる「生駒市事業継続支援金」を支給します。

対象者 市内で事業を営んでいる
中小企業者・個人事業主

申請期間
令和2年
4月28日(火)
↓
6月30日(火)
[郵送は必着
メールは17:00まで]

生駒市では、5月29日17時までにセーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の申請をし認定を受けたのち(以下、SN申請・認定)、金融機関から借入を受けた方に支援金を支給しております。この度、新型コロナウイルスによる奈良県経営環境変化・災害対策資金を利用した借入れや国日本政策金融公庫等からの借入れを受けた方にも支援金の対象を拡大。また、5月29日17時までにSN申請・認定を受けた個人事業主は住所要件を緩和し、他市町村にお住まいで生駒市に事業所のある方も支援金の対象となりました。詳しくは、生駒市ホームページにてご確認ください。

👉手続きは郵送かメールで提出するだけ!

市ホームページから「生駒市事業継続支援金交付申請書兼請求書」をダウンロードの上、必要書類を添付して、郵送かメールで提出してください。不備等がなければ、速やかに支援金の振り込みを行います。(簡易審査やレターパックなど、書類の到着が確認できるものをお使いください)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所窓口での受付は行っておりません。

送付・問合せ先
〒630-0288 生駒市東新町8-38
生駒市役所商工課光課 事業継続支援専業課
TEL:0743-74-1111(内線322)
E-mail:keizai@city.koma.lg.jp

詳しくは生駒市ホームページより
🔍生駒市事業継続支援金

事業継続サポートデスク

中小企業の皆様の困り事を相談できるサポートデスクを生駒市役所2階ロビーに設置。専門分野を持つ相談員が随時1~2名待機

中小企業診断士や社会保険労務士の方々が国や県、市などから出される支援策についての助言を行うほか、今後の顧客獲得方法、経営転換などの相談を受け、経営再建に向け支援

当初、12月28日の終了予定であったが、令和3年3月31日まで期間を延長



消費喚起促進事業

○プレミアム付きチケット「いこまめぐり券」

3000円分のチケットを2000円で販売（1人2セットまで）また、付属する冊子に紹介された市内観光施設等を巡ることでお土産がもらえるスタンプラリー企画付き

○「とまりいこまキャッシュバックキャンペーン」

キャンペーン対象施設に宿泊した場合、一人一泊につき3000円のキャッシュバック

○いこま周遊ツアー企画への補助金の交付

生駒市を旅程に含む旅行商品に対し補助金を交付し、市内消費を喚起



教育に対する支援

GIGAスクール構想とは…

- 1人1台PC端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。
- これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。



- 市内児童生徒へのPC端末の貸与
(オンライン学習を当初計画より前倒し)



- インターネット環境のない家庭へWi-Fi貸与



- オンライン授業の実施

- 学習指導員の配置(各校に各1名ずつ配置)



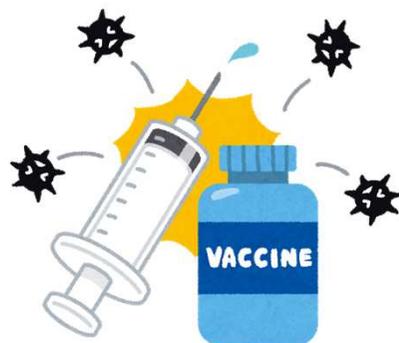
医療に対する支援

○生駒市立病院における取り組み

- ・「発熱外来」を設置
- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院病床（陰圧室）を整備



- ・新型コロナ感染症が疑われる傷病者の専用救急車の導入
- ・特別救急搬送専属隊の設置（感染症患者搬送装置を購入）
- ・「新型コロナウイルスワクチン接種に関する専属チーム」を新設



発熱に関する相談



- ・まずはかかりつけ医やお近くの医療機関にお電話で
ご相談を
- ・かかりつけ医がなく、受診先にお困りの方や、心配な方
は、生駒市立病院などへお問い合わせください

生駒メディカルセンター（休日・夜間）	☎0743-75-0111
生駒市立病院（24時間365日）	☎0743-72-1111
新型コロナ・発熱患者受診相談窓口	☎0742-27-1132

お金・子育て・教育・・・

新型コロナウイルス感染症に関するご相談や情報は、
新型コロナウイルス感染症対策本部へ
☎0743-74-1111（内線256）

インターネットは「生駒市役所」で検索



**新型コロナウイルス感染症対策に係る
支援策に関するご意見はこちらまで。**

**○郵送：〒630-0288 生駒市東新町8番38号
生駒市議会事務局 宛**

○FAX：0743-74-9481

Oe-mail：i.shiminkondankai@city.ikoma.lg.jp

○提出期限：令和3年3月5日（金）まで（必着）

○議会における新型コロナウイルス感染症対策について

○本会議・委員会などの傍聴について

○生駒市議会ホームページについて

○議会広報紙（いこま市議会のうごき）について
（広報いこまちに挟み込み）

議会の新型コロナウイルス感染症対策

- 生駒市議会新型コロナウイルス感染症対応方針を策定
- 会議の出席者に対し、発言時も含め、マスク着用を義務付け
- 会議において窓及び扉を常時開放
- 委員会への説明員の出席を最小限に

本会議・委員会などの傍聴

- 議場は市役所5階にあり、本会議の傍聴が可能
委員会は感染拡大防止の観点より、別室にて中継視聴
(中継視聴の定員は21名)
- 本会議場では一般傍聴者の定員48名に対し24名まで入場可能
その人数を超える場合は、別室にて中継視聴
- 傍聴の際、受付にてお名前とご住所の記載、マスクの着用、手指の消毒、検温のお願い
- 議会ホームページからライブ中継、録画配信の視聴が可能

生駒市議会ホームページ

生駒市 IKOMA CITY

▼本文△ > 条例・規則

言語を選択 ▼

ENHANCED BY Google

サイト内検索

文字サイズ 標準 拡大

音声読み上げ

背景色 標準 反転

所在地 HOME >

生駒市議会 IKOMA CITY COUNCIL

1 2 3 4 5

停止

- 議員紹介・議会の仕組み
- 会議中継
- 会議録
- 議会の活動
- 市民と議会・議会報・議会改革

URL: <https://www.city.ikoma.lg.jp/gikai/>



子ども向け市議会ガイド

生駒市議会を知ろう!!

生駒市に住まわれている方々に深く関わる生駒市議会。「どんなところなの?」「どんな仕事をしているの?」などなど、疑問に思うことを調べてみましょう。

01 議会って何だろう?

- ▶ [議会とは](#)
- ▶ [市民・議会・市長の関わり](#)

02 議会の役割って何だろう?

- ▶ [議会の仕事](#)
- ▶ [請願・投書\(ちんじょう\)](#)
- ▶ [意見書・答復書](#)

03 どんな会議があるの?

- ▶ [市民会と臨時会](#)
- ▶ [本会議と委員会](#)
- ▶ [会議](#)

04 会議はどのように進めるの?

- ▶ [会議中の会議の流れ](#)
- ▶ [会議のルール](#)

05 市議会議員はどんな人?

- ▶ [議員の人数・任期](#)
- ▶ [議員・副議長](#)
- ▶ [会議](#)
- ▶ [議員の仕事](#)

06 どんな話し合いをしているの?

- ▶ [採決\(ばつちゅう\)する](#)
- ▶ [会議中歌を唱える](#)
- ▶ [会議の記録を録音](#)

07 生駒市議会ってどんなところ?

- ▶ [生駒市議会のいろいろな部署を見てみよう](#)

08 生駒市議会っていつできたの?

- ▶ [生駒市議会の成り立ちや歴史を知ろう](#)

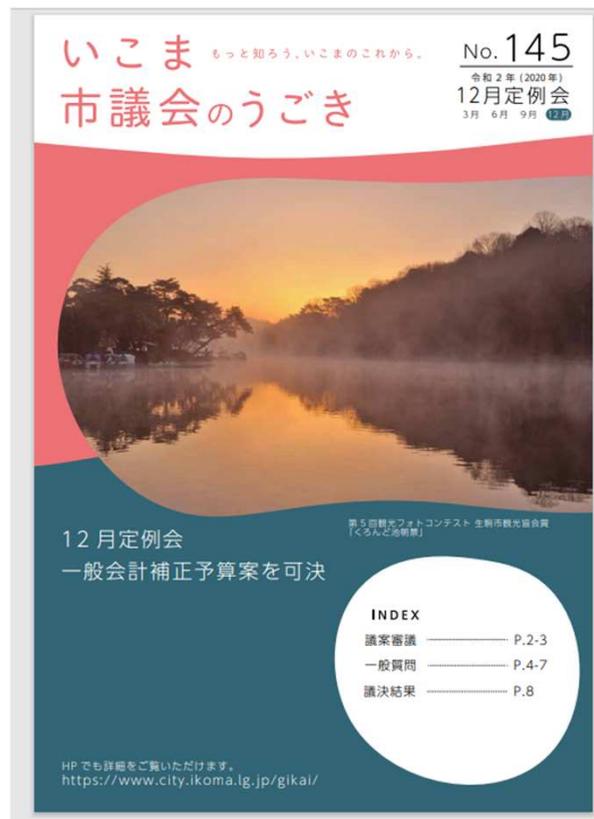
議会ってどんなところなの?
どんな仕事をしているの?



URL: <https://www.city.ikoma.lg.jp/html/kg/>



議会広報紙「いこま市議会のうごき」



この中に入っています



議会ホームページでバックナンバーがご覧いただけます。